

北海道開催の意義について (第9期北海道総合開発計画(案)のご紹介)

国土交通省北海道局

令和5年7月26日

北海道開発の枠組み等

- 我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与することを目的として、明治2年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、計画的に北海道開発を推進。
- 特に北海道開発法（昭和25年法律第126号）の制定後は、同法に基づきこれまで8期にわたり北海道総合開発計画を策定し、我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置など、その時々における国の課題の解決に寄与することを目的に積極的な開発を実施。
(昭和27年度以降を計画期間とする第1次計画以降、切れ目なく策定)

北海道開発法（抜粋）

(法律の目的)

○第1条

この法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする。

(北海道総合開発計画)

○第2条

第1項 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和26年度から当該事業に関する法律の規定に従い実施するものとする。

第2項 開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

計画の策定手続

- 国土交通省が立案し、国土審議会（北海道開発分科会）の審議を経て閣議決定。
- 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることが可能。

参考1

国際会議等の北海道開催の推進について

〔平成20年7月4日〕
閣議了解

1. 本日閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」においては、「アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現」を戦略的目標のひとつとして掲げ、北海道洞爺湖サミットの開催等を活用し、国際会議や国際的な規模で開催される行事の誘致を促進することとされている。

北海道では、サミットの開催を契機に、従来から進めてきた国際会議等の誘致の取組を強化することとしており、政府としても、新たな北海道総合開発計画を着実に推進する観点から、北海道による取組の強化に応じて今後必要な支援を行っていくこととする。なお、民間の国際会議等の北海道開催につき、民間にも協力を求めていくものとする。

2. 上記の必要な支援を行っていくために、各省庁連絡会議を設け、所要の調整を行うこととし、その庶務は国土交通省において処理する。

第9期北海道総合開発計画(案)について（観光に関する計画案）

- 現在は第8期計画期間中（平成28年度～令和7年度）であるが、我が国及び北海道開発を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、2050年の長期を見据えた第9期計画の策定に向けた検討に着手中。
令和5年度内を目途に閣議決定予定。

【第9期計画の目標（案）】

- 目標1 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道 ～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」
目標2 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」

【第9期計画の主要施策（案）】 観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり

《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向と重点的に取り組む施策》

- (1) 世界市場に向けた新たな観光コンテンツの創出・拡充と稼ぐ力の向上
- 北海道の資源・特性を活かした新たな観光コンテンツの創出・拡充
 - 観光消費額・観光消費額単価の向上に資する高付加価値な観光の推進
 - 新たな観光スタイルの受入環境整備
 - 北海道の優位性を活かしたMICE誘致・開催
- (2) 多様な旅行者の地方部への誘客に向けた安全・安心な受入環境整備
- ゲートウェイ機能の強化と地方部への交通アクセスの改善
 - 多様な旅行者が安全・安心に旅行できる環境の創出
 - 観光におけるデジタルの実装
- (3) 自然環境・文化の保全と観光が両立した持続可能な観光地域づくり
- サステナブルツーリズムの推進
 - 多様な主体との連携による地域資源を活用した持続可能な観光地域づくりの推進
 - 北海道が世界に誇る文化資源の保全・継承による地域資源を活用した観光地域づくり
 - 観光を支える担い手の育成・確保